

第六十三回国 参議院 法務委員会 會議録第十六号

昭和四十五年五月十三日(水曜日) 午後四時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小平 芳平君
理事 河口 陽一君
後藤 義隆君
龜田 得治君
山田 徹一君

委員 上田 稔君
木高 義夫君
久次米健太郎君
小林 国司君
堀本 宜実君
山崎 竜男君
小林 武君
松澤 兼人君
山高しげり君

國務大臣 法務大臣 小林 武治君
政府委員 法務大臣官房長 安原 美徳君
法務大臣官房副長 影山 勇君
法制調査部長 新谷 正夫君
法務省民事局長 辻 辰三郎君
法務省刑事局長 岸 盛一君

最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務 岸 盛一君
最高裁判所事務 寺田 治郎君
最高裁判所事務 矢崎 憲正君
最高裁判所事務 総局人事局長 大内 恒夫君
最高裁判所事務 総局総務局長
最高裁判所事務 総局経理局長

最高裁判所事務 矢口 洪一君
最高裁判所事務 総局局長 佐藤 千速君
最高裁判所事務 総局刑事局長 林 修君
最高裁判所事務 総局総務局長 中村 修三君
最高裁判所事務 総局人事局長 二見 次夫君

本日の會議に付した案件

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○株式会社監査制度改正反対に関する請願(第一五六号)(第一八五号)(第二五五号)(第二八七号)(第三〇三三号)(第三九八号)(第三九九号)(第四〇〇号)(第四〇一四号)(第四〇二二号)(第四〇三三号)(第四〇四四号)(第一二二六号)

○出入国管理法案に関する請願(第一二二七号)

○中国輸出品交易会への在日中国人の参加実現に関する請願(第一四九七号)(第一四九九号)(第一五一五号)(第一五六二号)(第一五九八号)(第一六一七号)(第一六三八号)(第一六八五号)(第一八一五号)(第二二五二号)(第二三四九号)(第二四七三三号)(第二五九〇号)(第二八六三三号)(第三〇六六号)

○名古屋矯正管区等六管区に交通事犯者集禁刑務所設置に関する請願(第一八二二三号)

○大分地方法務局四日市出張所の支局昇格実現に関する請願(第四一五四号)(第四一五五号)(第四二九四号)
○裁判所法の一部改正案反対に関する請願(第四二九三三号)
○繼續調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(小平芳平君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

なお、この際、審査の都合上、第四二九三三号の請願をあわせて議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○龜田得治君 最後のため押しの質問を若干いたしておきたいと思ひます。

まず最初に、地方裁判所における民事事件の中で、最近相当時間がかかることとされておるのが公害関係の訴訟であります。公害訴訟では、加害者である被告が問題になっておる事柄についての資料をたくさん持つておる。普通はなかなか経済力も大きい。ところが、原告である被害者は、突っ込んだ資料というものは自分で持つておらぬわけです。経済力も弱い。そういう状態では、お互いに攻撃、防御をやるわけですが、私は訴訟の公平、迅速という立場から見て、原告側がおおよその立証をすれば、あとはひとつ被告側に反証の責任を負わせる、こういう点をはっきり裁判上打ち立てていかなければ、社会の各種の公害紛争、その解決を早く望んでおる一般の要求、そういうものに応ぜられないと思ひますが、そういう点についての最高裁のひとつ御意見を承つておきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 公害訴訟の特殊性に關します。龜田委員の御指摘の点は、まことにごもっともでございまして、まさにその点が他の事件と公害訴訟というものを区別する大きな問題点であると、私もそのように考へておるわけでございます。一番問題になりますのは、何と申しましても、ある事実からある結果が生じたものであるかどうか、そのことが、原告が主張

いたしますように、原告主張の原因と結果との間にいわれる因果関係があるかどうかということの事実の認定ということの困難さにあるわけでございます。しかも、正当に御指摘なさいましたように、被害者とされております原告は、一般的に、その前にいろいろな取引関係とか、契約関係とか、そういった関係にあるものではない、一般の住民であるのが通常でございますので、そういった因果関係を裁判所に認定してもらうために提出すべき手持ちの資料というものはほとんどないのが通常でございます。したがって、そういった中で自己の主張を立証していくということの困難さというものは一般の事件に比して甚大なるものがあるわけでございます。その間の調整をどのようにしていくかということが公害事件を的確迅速に処理していく上のポイントである、その点の克服さえなされれば公害訴訟というものもその他の事件と違つたむずかしさはない、むずかしさはその点に集約されておると言つても過言ではないと存するわけでございます。

したがって、私も、そういった点の克服をどのようにしていくかということ、公害訴訟を担当いたします裁判官といたしましては日夜腐心をしておるといふのが現状でございます。その点の一つの方策といたしまして、ある程度の因果関係というものを立証いたしました場合には、その因果関係の立証——そのように因果関係ありとする立証が実は違つたのである、そのような原因からはそのような結果を招かないのであるといったような、反対の証拠と申しますか、少なくとも原告側でなされた立証の過程というものの疑念を抱かされるような反証がなされない限り、ひるがえつて原告のそのような立証をもって因果関係に関する立証ありとするような方向をとっていくということが大きな問題として取り上げられ

ておるわけでございます。私ども、一線で裁判をしております裁判官としては、そういった方向をとることによって、事実上、経済的に差のございませぬ原告と被告の立場というものを、真の対等に近づけていくというようなことになるのではないかと、御指摘のような方向で努力をしておるというのが一般的な実情ではないか、このように考えておるわけでございます。

○龜田得治君 具体的な事件になりますと、担当の各裁判官がその程度についての判断をしていくことになるかと思いますが、そういう点について最高裁として、裁判に干渉するという意味じゃなしに、特別な裁判官合同なり、意見の交換なり等をやっておられると思いますが、その辺の実際の状況をもう少し可能な限り御説明願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 実は公害関係の事件につきましては、三月の中旬でございませぬか、公害担当の全国の裁判官が最高裁判所に集まりまして、公害に関する種々の問題につきましての会合を持ったわけでございます。で、その席上いろいろなことが問題になりましたけれども、最も会合の関心を引き、しかも熱心に議論された問題が、御指摘の因果関係について、一般的な問題として原告の立証活動というものをどのように容易にしていこうかということに集約されたわけでございます。その因果関係の認定の成否が公害訴訟の成否にかかると言っても過言でないというのが出席全裁判官の意見であったわけでございます。その際に、ある事実からと申しますか、損害の発生した事実というものを直接に認定できる直接的な事実があればこれは簡単でございますが、公害の場合はおむね間接的なものもろもろの事実を寄せ集めることによつて被害の事実を認定していくということにならざるを得ないので、その間接的な事実から結果としての事実、損害の事実を認定していくということに蓋然性の理論というものを導入すべきではないか、また事実上の推定ということを大幅に大胆に取り入れていくべきではないかということが議論されたわけでございませぬ。

す。蓋然性の理論と申しますのも、また事実上の推定の理論と申しますのも、これはその理論自体としては別に事新しいものではないと思いません。民事訴訟の事実認定におきましては、実務家はしょっちゅうその理論を応用し、適用いたしておるわけでございますが、公害訴訟につきましては、その蓋然性の理論の導入、事実推定の理論の導入といったものが正面から取り上げられ、真剣に議論されたというところに、公害事件の会合の特色があったというふうに申し上げていいのではないかと申します。ただ、こういった問題は、端的に申し上げまして、まだいろいろとそういった理論を適用した結果このような結論になったというふうな、いわゆる実例というものがまだそれほど多くはございませんので、いわば頭の中で考えておると申しますか、それぞれが実際に訴訟を運用していきませぬか、それがおきまして思い悩んでおる段階の問題でございます。蓋然性の理論を適用すると言います、事実上の推定を大胆に用いると申しますも、現実の訴訟にどの程度にこれを応用できるかどうかということはいわば模索の状態にあるわけでございませぬ。各裁判官から、こういった会合をひんびんと今後も開催して、おのおのその時点時点における経験をもち寄って、もしそれが非常に好結果をもたらすものであるならば、その成果を全国の裁判官が取り上げていくようにしようではないかといったような希望が出たが、この種の会合をひんびんと催してほしいというふうな熱烈な希望がございまして会合を終わつたような次第であったわけでございませぬ。

○龜田得治君 そうすると、現状では、そういう問題について真剣に前向きに検討していこうというふうな状態であつて、まだ各種の具体的なケースについて、思い切つていま申し上げたような考え方が取り入れられて、そうして訴訟を進められるとおるといふふうなものはあまりないのですか、いやそうじゃない、結論はまだ出ておらぬが、そういう立場で進めつつあるケースもあるというふうな言えるのですか、どうということなんです。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 具体的な事件でございませぬので、その段階における各裁判官の心証というものを、具体的にこの事件はどうあるかというふうな端にお尋ねすることも、会合の席上においてははばかられたわけでございませぬが、訴訟の進行といったようなことを著名な事件について見てみますと、われわれが予想いたしましたよりもある程度早く原告側の立証を終つてしまつて、被告側の反証に移つておるといふように、事件の経過と申しますか、がうかがわれませぬので、そういった考え方を取り入れておられるのではないかと、いふふうな推測されるわけでございませぬが、ただこれはあくまで具体的な事件の問題でございますので、はたしてそのように言い得るかどうか、それはその具体的な事件の進行過程から見ての私の推論と申しますか、そういったものであるというふうにお聞き取りをいただきたいと存じます。

その他の問題といたしましては、公害訴訟が今日やかましく世上で論議されるようになりましてから、この理論を正面から適用していつて結論を出した訴訟というものは、現在のところはまだないわけでございませぬ。

○龜田得治君 やはり裁判というものは、そのときの社会の情勢にこたえていくということではないと、これは置き去りにされてしまふわけで、非常にそういう意味では、この公害訴訟に対してどういう進め方をするのかということ、裁判所の評価からしても非常に大事だと思つておる。いま御説明のあつたような会合等をやはりひんびんに開いて、お互いの経験をよく交換して、それがお互いの刺激になつて、全体がいい方向に行くというふうには、これはひとつ大いに努力してほしいと思ふのです。一つの軌道なりルールができてしまふれば、それからはいよいよ楽になると思つておる。最初の間はそれは相当いろいろなむずかしい問題にもぶつかると思いますが、それをやはりあくまでも訴訟の公平、迅速という大原則に立つて、ひとつ具体的に解決するようにやつてほしい

と思つておる。そこで、もう一つは、現状ですと、結局は担当の裁判官の訴訟指揮にゆだねられるかどうになるわけですが、そうではないに、民事訴訟法なりあるいは民事訴訟規則等の中に適当な事項を入れて、そうして担当裁判官がさつきから出ておるような方向で仕事を進めていく、そういうことがしやすくなるか、そういう点が必要じゃないかと思つておる。そういう点はどう理解しておりますか。非常に時間的余裕があり、のんびりやつていても間に合うという問題なら、各人の経験、それを積み上げて一つのルールをつくるということにまかしていいこともあると思つておる。この公害問題はそういうふうなまやましいものではないと思つておる。民事訴訟法なりあるいは訴訟規則に手を加えるとしても、どこまでも書いてはうがいのいいか、これもなかなか研究しなければならぬと思つておる。やはり私はそういう点も研究して、できるならばその点を制度化する。裁判官非常にやりやすいですから、そういう時期であると思つておる。これはどうでしょうか。これはどうしても、従来の訴訟指揮の範囲内で幅広くいろいろなことをやつておる裁判官の、まあくせといひますか、性格、習慣からいひますと、あまりそういうところにはタッチしてもらいたくないというふうな気持ちがあるかもしれないと思つておる。それは私は、裁判官のならわしとか、そういうものによつたりとわかれ過ぎておるので、それよりも大事なのは、社会の要求にどうしても応じたような進歩をするか、そのことが私は大事だと思つておる。そういう意味でお聞きするわけですが、そういう点はどういうふうにお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 御承知のように、事実の認定につきましては、自由心証主義といふことで、証拠によつて認定すべきものではございませぬけれども、どの程度の証拠があればどのような事実を認定していいかどうかということ、裁判官の自由な心証にゆだねられておるわけ



寄つて一つのあるべき法則をつくつていきたいというところが、その底にあつたわけでございます。御趣旨の点も、まことにごもつともな点があるかと思ひますが、今後なおしばらく検討させていただきます。で、決してその検討と申しますのは、亀田委員御指摘のような法則を打ち立てることを消極の面から検討するというものではございませぬ。むしろ積極面等でそのようなことがなされておるといふことを前提といたしまして、ただそれを法則化していくかどうかという点について、いましばらく全国の裁判官等ともさらに突き進んだ話し合いをしていけば、おのずとそこに一つの結論が出てくるのではなからうか、このように考へておるわけでございます。

○亀田得治君 それからもう一点、加害者側の被告が持つておる各種の資料ですね、これを早期に裁判所に提出をさせるといふことが、私は公害訴訟の実態から見て望ましいことだと思ふんですよ。ところが、民事訴訟法の三百十二条ですか、これは非常に窮屈なといふますか、使にくいようですね。われわれが希望するような、ともかく公害訴訟の中心的なものは、加害者が持つておる。こいつを、有利、不利を問わないで、こういう特殊な事件だからともかく裁判所へ持つてこい、これが私はできなければいかぬと思ふのですよ。それが伴いませんと、さつき御議論になつた挙証責任のある程度の転換といふことがありましても、なかなかうまくいかぬ。裁判官としても一つ思い切りがつかないといふふうなこともなつてくるだらうし、これは非常に大事な点だと思ふのです。これは任意に持つてこいと言つたつて、とても持つてくるものじゃないし、私はこれは制度改正の必要があるように思ふのですが、それじゃどの段階でそういう命令を裁判所が出すかといふことになりまして、これももちろん問題があります。ある程度なるほどといふことが裁判所として理解をしなければいけないと思ひますが、そういうこまかい点は別として、この民事訴訟の三百十二条では、これではとても歯が立たぬ

わけですよ。なぜそういうことを申し上げるかといひますと、公害関係の各種の行政法規がどんなふうな問題でございまして、その中でいろいろな調停制度なりが裁判所と並行してまた生まれつつあるわけですが、これは全部、その関係の文書なり、物件なり、立ち入り検査、これが委員会としてやれる規定を置いておるわけですよ。それを加害者である企業が拒む場合には、制裁を加える制裁規定をちゃんと置いてある。そうして、そういうことができるようにしてあるわけですね。当然私は、そういう考え方は、従来の訴訟になれておる専門の裁判官では、どうも少し何か飛躍があるようにお感じになるのじゃないかと思ひますが、そこが問題だと思ひます。そういう規定がほかにあるのに、一体裁判所の証拠調べの中にそのようなものがないといふことこそ、むしろこれはおかしいのでしてね。そういう点をぜひ積極的に私御検討願ひたいと思ふのですが、どうでしょう。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 公害の訴訟におきましては、事実をまず詳細に主張をして、その立証をするという、前段において主張すべき資料がほしいといふことでございます。その資料を原告が持つていないのが通常であるといふことでございまして、亀田委員御指摘のおおりの困難さが、原告側に立証資料の関係において存在するわけでございまして。民事訴訟法は、まさしく御指摘のような、そのような主張活動がなされたものとして、証拠認定を置いておるわけでございます。そういう文書が被告側に出さないときには、原告の主張事実が存在したのとして訴訟を進めていくといふことでございます。しかし、そういう詳細の事実を主張するための資料としての証拠の提出ということになりますと、民事訴訟法の規定はそこまで必ずしも十分にはできていないといふのが現状であるかと存じます。ただ私も、これは今後の研究課題であるとは存じておりますが、調停法規の関係から申しますと、相当大幅に裁判所が事実の取り調べを職権でもつてできる

いう規定が現在まで存在するわけでございまして。もちろん強制力を伴うかどうかといつたようないろいろな問題はございまして、公害事件といふものも、何も訴訟といふことから常に始めていかなければいけないといふ問題ではございませぬ。調停等の利用、活用といふことも十分考へられるわけでございまして、事件によりましては、むしろ調停を先行させていって、その調停段階においてい言つたような職権による事実の探知という制度を活用することによつて事実関係の基礎となる資料を集めていく、そういうものを利用して調停主張の場合に訴訟に先行していくというやり方も、実は考えられないわけではないわけでございます。もちろん、民事訴訟法といつたしましても、今後の訴訟推移等から検討すべき点を含んでおるとは当然でございまして、そういう方法もあるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

いまちよつと申し落としました、調停の関係におきましては、調停規則の十二条にその関係の規定が存在するわけでございまして。○亀田得治君 いまそれをさがしておつたのです。十二条は「調停委員会は、職権で、事実の調査及び必要であると認める証拠調べることを得る」と。これの理解のしかたですが、これは民事訴訟法に、何といひますか、民事訴訟法上の証拠調べの方法といふことが前提になつておるといふふうには理解できないのでしようか。そうなりますと、非常に狭くなつてきますわね。ここで職権調査ができるんだが、その調査のしかたは民事訴訟法で定めておるやり方なんだとこの3項にそういうふうにして書いてありますね。証拠調べについては、民事訴訟法の例による。と。そういう感じがするんですが、いやそうじゃないに、そういうことが中心ではあるけれども、そういうものにとらわれないで、もっと広く適宜な手段がとれるんだといふふうには理解できるなら、非常に私はいいと思ひますが、その点、どうなんですか。

条の第一項でございまして、事実の調査及び必要であると認める証拠調べといふふうにはございまして、後段の「必要であると認める証拠調べ」といふのを受けまして、第三項「証拠調べについては、民事訴訟法の例による」といふふうには規定されておるものと考へております。したがひまして、後段の「証拠調べ」といふのは民事訴訟法の規定によるものでございまして、前段の「事実の調査」と申しますのは、一般に裁判所が特別の方式によらず、強制力にはよらないが裁判の資料を収集することでありまして、したがつて、「証拠調べ」のように厳格なものではなく、調査の方法としては、たとえば参考人と呼んで事情を聴取したり、实地に臨んで事物の形状を檢分したり、所在を点檢したり、その他事実探知に必要な限り適当と思はれる種々の方法をとることができ、そういうことを「事実の調査」と言つておるのだ、このように解し、またそのように運用いたしておるわけでございまして。

○亀田得治君 それは、いまお説みになつたのは何に書いてあるのですか。○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 実は、私どものほうで出しました調停法規の逐条解説でございまして……。○亀田得治君 事務総局の。○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) はい。これは総局限りの意見といふことでございまして。○亀田得治君 事務総局——都合の悪いときにはどうも私的な意見だとかおっしゃるから、ちよつと確かめておいたわけですが、これはまあ私的のも何もない、きちんとした考え方なんです、その点は。○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 法律の解釈の問題でございまして、運用実態をも含めまして、現在このように解釈して運用されておるといふことを解説したものでございまして。○亀田得治君 しかし、いまお説みになつたのも、これは強制力を伴わない、だからそれはいやだったからそれっきりと、こういうものですね。非





考えておるわけでございます。といたしますと、ありきたりの調停のやり方は各分野で改められるべきものでございましょうし、またこれまで商事調停、農事調停、あるいは公害調停ということ、それぞれの時代の要求に合うようにいたしてきておりました。といたしますれば、この段階におきましては、亀田委員御指摘の公害等について、十分これに合うような新しい方式なり手続を取り入れていかなければいけないのではないかと、いふふう存するわけでございます。で、いま申しましたような観点から調停の全面的な検討というのを早急に着手いたしました、その成果を得て、運用でなせるものは直ちに実行に移し、また法改正等を要するものは関係方面にも緊密に連絡をいたしまして、その成果を期待したい、このように考えておるわけでございます。

○亀田得治君 この調停の対象として、公害紛争というものを重要な部分として考えていきますつもりでございます。

○亀田得治君 紛争処理法のほうは、公害といひましても、公害の中で扱う種類を五つに限定しているわけですがね。しかし、いわゆる公害というのは、そんな五つや六つじゃないわけでは、いろいろな種類のものが出てきておるわけですからね。こんな紛争処理法ができたからといって、調停というものが軽く扱われるということにならぬように私は努力してほしいと思う。

そこで、調停制度の改革についていろいろ御検討の方針のようですが、一つはやはり人選の問題があると思うんですね。特に大都會の場合には、そういう公害に関する問題が処理できるような人選、これを私はぜひ本気で考えてほしい。まあ最近はこの公害に關していろいろ研究しておる専門の学者なり実務家などもたくさんおるわけですね。こういう方を思い切つてやはり活用していく。当然法律家も私は要ると思います。権利義務関係というものがやはりある程度分析されな

きやいかぬでしょうか。まあそういう、ともかく裁判所側で簡裁のほんとうのこの特色を發揮するためにこういうふうにするのだから協力してくれと言え、私は、みんなが公害という問題何とか片づけなきゃいかぬというふうな思つておるのですから、これはもうむしろ裁判所を見直して協力体制をとつてくれると思つておる。

それと、もう一つは、せっかくそういう制度改正をおやりになるのであれば、さつき御指摘になりましたこの規則の十二条、これをもう少しやり直しの中身を詳しいものにしてもらつて、やはりこの関係の文書なり、物件なり、あるいは必要な場所の立ち入り検査なり、それから単なる任意じやなしに、相手が反対してもこちらがやれるように、そういう規定をきちつとはつきりとしていくべきだと思つておる。そういう二つの点が私はまあ大事だと思つておるのですが、どうですか、この点ひとつ。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 御指摘の点は、いずれもまことにごもっともでございます。最初の御指摘の、調停委員にその人を得るといふことは、調停制度の運用、ことに公害等新しい型の紛争の処理のためにはぜひとも必要なことであらうかと存じております。で、私ども、これは全くむしろ私の私案でございますが、たとえば地方にその人を得られないときは、一定の場所からその事件のために専門の調停委員の方を事件の処理に向向いていただくというふうなことで、あるいは、現在調停委員は一つの事件について二名というところで実際に運用いたしておりますけれども、法が二名以上の調停委員を置けると規定いたしておりますのを利用いたしまして、さらに調停委員の数をふやし、委員の専門をそれぞれ發揮していただけるような委員会の構成をとるといふようなことも十分考へらるべきではないかというふうな思つておるわけでございます。そういう点も先ほど申し上げました新規調停委員制度を検討いたします際に十分検討していただきたいというふうな思つておるわけでございます。

また、後段の十二条の規定の不備という御指摘の点も、最近の立法でございまして公害紛争処理法等の例も十分に参考にさせていただきます。必要な改正を検討していただくと、このようなつもりでおるわけでございます。

○亀田得治君 まあひとつ、民事局長のほうでこの問題だけを軌道に乗せてもらつても、これはたいへんな大きな仕事だと思つておるから、しっかりとつやつつしてほしいと思つておる。

で、まあ大体もう質問はこれで一応終わるわけですので、最終的な少しだけ押しを二、三しておきたいと思つておる。

その第一は、今回の簡裁の事物管轄の問題、結局まあ法曹間の意見が一致しないままに法律改正が進められると、もう最終段階に来ておるわけですが、私はこれは非常にこういうことは遺憾なできごとだと思つておる。こんなことを繰り返しちゃいかぬと思つておる。で、したがって、今後司法制度の改正にあつては、法曹三者の意見を一致させて実現させてほしい、こういうふうな思つておる。そういう点について、この今回のことにもかんがみ、最高裁としてはどういふふうにお考えになつておるか、これは岸事務総長からひとつ基本的な考え方をこの際承つておきたいと思つておる。

○最高裁判所長官代理人(岸盛一君) まことにごもっともなおことばだと存じます。司法制度というものは、裁判所、検察官、弁護士、この三つの柱によつてささえられなければならないものであります。制度の運用あるいは改善についても、常にこの法曹三者が緊密な連絡をとり、意見を戦わして、その上で結論を得べきものだと思います。あるいは意見が対立して意見が合致しないということもあり得ると思つておる。しかし、常にこの法曹三者が緊密な連絡をとりながら慎重に考へていかなければならないことは当然であります。裁判所としましては、今回のような事態ははなはだ遺憾に思つておる。しかし、私ども裁判所としましては、決してこの従来の行きがかりにこだわつたり、感情的になつたりすることはござい

ません。意見の対立等がありましても、法律家の争いはいわば君子の争いでなければならぬと思つておる。御趣旨は、十分に私どもも全く同感でございます。

○亀田得治君 それから、もう一つ念を押しますのが、最高裁では審議の中で簡裁の性格なり本質を変へるつもりはないというふうにお答えになつておるわけですが、これはほんとうにそういう気持ちで今後簡裁の特色が發揮できるように育てていくという考へを持っておられるでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(岸盛一君) それはそのとおりでございます。簡裁の特色、性格というものを變へることなく、その特色を生かしていくように、今後十分努力いたしたいと思つておる。

○亀田得治君 衆議院で附帯決議が、この法律改正が通過するにあつてつけられました。本来ならばわれわれの気持ちとしては、ああいう附帯決議がつくのであれば、この法律改正と同時に、附帯決議の実現のための具体策、または必要な事項については法律改正案、これを両方一緒に委員会にかけていただきますと、非常に立場なり考へ方がすつきりするわけですよ。しかしまあ、現段階じやもう過ぎ去つてしまつておるから、それは事実上できませんが、衆議院においても、附帯決議の趣旨を尊重し、これは大体例文みたいなふうになつておるわけですが、単なる例文じやなしに、あの附帯決議を尊重して、そうして具体化のために努力していくというふうにお考えになつておると思つておる。念のためお聞きしておきます。

○最高裁判所長官代理人(岸盛一君) 衆議院における附帯決議は、みんな五項目になつております。その中には、制度の運用に關するもの、それから立法化に關するもの、両方ございまして、制度の運用に關する諸問題につきましては、司法行政の許す範囲内でその趣旨を徹底推進させていくように努力いたします。立法化の問題は、これは裁判所一存だけで済まされる問題ではございませ

んが、しかし、関係方面と緊密な連絡をとりま  
して、前向きな姿勢で十分に慎重に検討を進めてい  
きたいと考えております。

○**龜田得治君** もう一つ最後にお尋ねします。

これは順序があと先になるんですが、非常に大  
事なことだと思っておりますので、事前にお聞きするわけ  
ですが、本案につき参議院の法務委員会としても附  
帯決議をつける相談が各党の間でまともなものであり  
ます。その案文は事前に最高裁並びに法務省側にも  
示してあるわけですが、この点についても、衆議院  
の決議と同じように十分尊重して、その方向でやっ  
ていくというふうにお考えになっておるかどうか、  
それをお聞きしたいと思つたから、事前にはこれ  
はお示ししてあるわけですが、これは事務総長と  
法務大臣からもお答えを願いたいと思つてます。

○**最高裁判所長官代理者(岸盛一君)** ただいま衆  
議院の附帯決議について申しましたことと、全く  
同様に考へております。制度に関する問題、立法  
化の問題について、先ほどちよつと區別して申し  
上げました、その趣旨を十分尊重して、その方向に  
努力するということは、全く同様でございます。

○**國務大臣(小林武治君)** 事務総長と同意見であ  
ります。

○**委員長(小平芳平君)** 他に御発言もなければ、  
裁判所法の一部を改正する法律案に対する質疑は  
終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○**委員長(小平芳平君)** 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。

裁判所法の一部を改正する法律案について討論  
に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにし  
てお述べを願います。

○**龜田得治君** 日本社会党を代表しまして、反対  
の討論をいたします。

そのような理念から見て、今回のような法律  
改正のやり方には賛成できないのであります。  
審議の中でも明らかにいたしました、この法律  
改正をこの国会で是非でも行なわねば地方裁判  
所がお手あげになるというような差し迫つた状  
態もないと思つてます。また、審議の中では、裁判  
所側も簡易裁判所の本質を変える意思がない旨答  
えており、この点では弁護士会とも意見が一致し  
ておるのでありますから、もう少し時間をかけて  
相互に冷静に具体的に討議すれば、必ずやよい結  
論に達し得るはずのものであると思つてます。そ  
のようなねばり強い努力を放棄して、意見対立の  
ままこの法律改正を行なうことは、日本の司法制  
度の将来のために惜しむものであります。

反対理由の第二は、この法律改正が実施されま  
すと、簡易裁判所の本質がますますゆがめられる  
おそれがあるという点であります。

簡易裁判所は現在すでに本来の姿から相当離れ  
ております。簡易裁判所は、昭和二十一年三月十  
四日、国会の裁判法委員会が木村篤太郎司法大  
臣が説明したとおり、民事、刑事いづれであつて  
も、いわゆる訴訟についてはきわめて軽微な事件  
を簡易な手続で扱うところであり、数々の  
法律改正によつて次第に裁判権の範囲が拡張され  
てまいりました。しかも、簡易手続の活用もあま  
り行なわれず、小型地方裁判所化してきておるの  
であります。簡易裁判所は調停の面で大いにその  
特色を發揮しなければならぬのであります。その  
件数が最近では減少の傾向をたどつております。  
社会では公害問題をはじめ紛争が多くなつておる  
のに、調停が少なくなつていくことは、この制度  
が社会の変化と実態にふさわしいように活用され  
ていないからであります。簡裁ではまた、捜査段  
階の令状の発付について十分時間をかけ、令状発  
付の要件を検討して、人権侵害が起らぬよう  
に司法的抑制の使命を果たさなければならぬのであ  
りますが、必ずしもその使命が果たされておると  
は言えないのであります。この点も、審議の中で  
明らかにいたしましたように、令状請求を却下する

反対理由の第一は、法曹三者——裁判所、法務  
省、弁護士会の意思統一ができません。法曹界  
では、司法制度の民主的改革のために、法曹一元  
の制度が高く評価されているのであります。

ケースがあまりにも少ないということが、その間  
の事情を物語つていけると言えるのであります。  
以上のような簡易裁判所の現在の実態は、政府  
最高裁側から意識的につくり出された面があるこ  
とは、はなはだ残念であります。その最も顕著な  
例は、昭和二十九年の法律改正であります。その  
提案理由の中では次のように述べております。

「この法律案の改正点の第一は、民事に関する簡  
易裁判所の事務管轄の範囲を拡張して、裁判所間  
の権限の分配の適正化をはかつたことでありま  
す。中を少し略しまして、「もとより、裁判所法  
のもとにおける簡易裁判所は、裁判所構成法のも  
とにおける区裁判所とは、多少その設置の趣旨を  
異にする点がないわけではありませんが、わが審  
判制度を大局的に観察するならば、簡易、地方の  
両裁判所間に見られる以上のような不均衡を是正  
して、民事第一審事件を適切に配分することが、  
簡易裁判所設置の本旨に沿うゆえんであつて、こ  
れにより地方裁判所における事件の渋滞を解消す  
ることができ、また簡易裁判所事件の上告審が高  
等裁判所である関係上、ひいては、最高裁判所の負  
担の調整にも寄与することができると考えられる  
ので、これらの目的を達するため、簡易裁判所の  
事務管轄の範囲を拡張する必要がある」と考へら  
れております。」と述べておるのであります。すなわち、  
簡易裁判所の本来の立場を育てるということより  
も、もっぱら地方裁判所と最高裁判所の負担軽減と  
いう立場から二十九年の改正が行なわれたことは  
明らかであります。その結果、簡易裁判所はま  
す小型地裁化し、最高裁事務総局でつくられた裁判  
所法案解説によりまして、「裁判所法は本来は、  
簡易裁判所を区裁判所に相当するものとして構想  
したわけではない。——これは二六八、ページです  
ね、ないので、今日においては、簡易裁判所は、裁  
判所構成法上の区裁判所にやや近い性格をもつて  
いたつてゐるものといわなければならぬ。——  
これは二六九ページ——と評価するようになって  
おるのであります。また、兼子一氏は、裁判  
所法の立案に参加した方であり、同氏の裁

判決一五一ページでは、「裁判所法施行後、上級  
裁判所の負担軽減のために、簡易裁判所の管轄を  
次第に拡張する傾向にあり、そのために当初の性  
格がばやけてきたことは見のがすことができな  
い」と批判してゐるのであります。

今回の第六十三回国会におきまして、簡易裁判  
所の性格論争が盛んに行なわれまするや、最高裁  
は簡易裁判所の本質を変える意思がない旨答えて  
いるのであります。いままで簡裁の本質をゆが  
めてきた者がそのような答えをされました。に  
わかにか信用するわけにはいかなないのであります。  
ほんとうに簡易裁判所の本来の姿を育てていこう  
というのであれば、訴訟事件が減少した時期にこ  
そ絶好の機会が来たと言わなきゃならぬのであり  
ます。簡裁の本質を發揮するためには、簡裁の裁  
判官、職員は国民のために親切に、いままでも以上  
にいわゆる訴訟事件以外のことにも時間をかけなけ  
ればならないからであります。したがつて、今回  
の法律改正は急いで行なうべきものではありませ  
ん。この法律改正が行なわれますと、簡裁では訴  
訟事件が相当ふえて、そのためにいままでもより  
以上に時間を使うことになります。特に現在でも多  
忙である大都市の簡易裁判所は、増加した訴訟事  
件の処理に追われ、その結果いよいよ簡裁らしい  
きめのこまかい国民へのサービスに時間をさけな  
くなるのであります。

反対理由の第三点は、地方裁判所の負担軽減の  
問題は、簡裁の問題と切り離して解決することを  
考へるべきだという点であります。幸い地方裁判  
所の刑事事件も減る傾向にありますし、また、民  
事事件はふえておりますが、審理期間は横ばい状  
態でありまして、決してどうにもならない状態  
ではないのであります。地方裁判所の負担を軽くす  
る方法の第一は、何といつても地裁の裁判官の増  
員を行なうことであります。第二には、裁判の公  
平と迅速という面から見て、訴訟の指揮、進め方  
において、検討し改善すべきことが多々あるので  
あります。たとえば、刑事事件におきまして、検  
察官の手持ち証拠を第一回公判前に一括して被告

反対理由の第一は、法曹三者——裁判所、法務  
省、弁護士会の意思統一ができません。法曹界  
では、司法制度の民主的改革のために、法曹一元  
の制度が高く評価されているのであります。

反対理由の第一は、法曹三者——裁判所、法務  
省、弁護士会の意思統一ができません。法曹界  
では、司法制度の民主的改革のために、法曹一元  
の制度が高く評価されているのであります。

人側に開示する問題であります。檢察官は、一般の事件ではそのようにやっておりますが、特殊の事件になりますと拒否しておりますのであります。そのため、双方があらかじめ論点を明確にし、集中的に審理を進めることを困難にしておりますのであります。被告人側の意見も小出しに出さざるを得ないのであります。この問題はすでに長い間法曹界で論議されているところであります。これを単に個々の裁判官の訴訟指揮のみにまかすのではなく、法規の改正によって制度的に解決すべき時期に来ておられるのであります。次に、民事事件においては、公害訴訟が長引くことに對し、被害者からだけではなく、社会的にも大きな批判が起きていますのであります。被害者たる原告が一応大まかな立証をすれば、あとは加害者たる被告に舉証責任を負わすべきであります。また、加害者側が持っている関係資料は、有利不利を問わず、すみやかに裁判所に提出させるようにすべきであります。これらのことは、一応訴訟指揮の問題であります。しかし、加害者側の資料のすみやかな提出というとなると、訴訟指揮にはおのずから限界があると思われのであります。必要なら法改正に踏み切るべきだと思っております。このようにしてこそ、裁判所も社会の要求にこたえ得るのであります。私は、以上二つ具体的問題に触れたのであります。この二つを解決しただけでも地方裁判所の負担は相当軽減できると思っております。ともかく地方裁判所の問題は地裁として解決をはかるべきであつて、本来性格の異なる簡裁を巻き添えにしてはならないのであります。

最後に、第四の反対理由は、最高裁は、審議の中で、衆議院法務委員会の附帯決議を尊重すると言ひ、また簡裁の本質は変えないで育てていく旨述べておられます。もしそうであるならば、最高裁は、そのための具体策、さらに必要な法規の改正案を本法律案と同時に国会に提出すべきものであります。そのことは、この法律改正と表裏の関係にあります。切り離してはならぬことである。

す。しかるに、国会に對し、いまだにそのような具体的提案がないままに、この法律改正のみを先行させることは、はなはだ片手落ちと言わなければなりません。

以上四点を指摘いたしました。この法律改正案に對する反対の意見を終わります。

○委員長(小平芳平君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

裁判所法の一部を改正する裁判案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

○亀田得治君 この際、私は、たゞいま可決されました裁判所法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案を提出したいと思ひます。自民党、社会党、公明党、二院クラブの各会派を代表して提出いたします。

附帯決議案文を朗讀いたします。

一、今後、司法制度の改正にあつては、法曹三者(裁判所、法務省、弁護士会)の意見を一致させて実施するように努めなければならぬ。

一、政府及び最高裁判所は、簡易裁判所設立の趣旨を尊重し、民事訴訟法第二編第四章「簡易裁判所の訴訟手続に関する特別」を活用すると共に、公害の多発等社会情勢の変化に對した調停制度の刷新強化をはかるべきである。

更に、簡易裁判所に於ては、犯罪捜査における強制処分のための令状の発付が適正に行なわれ、人権侵害がおこらないように努めなければならぬ。

一、不動産に関する訴訟その他複雑な事件の第

一審裁判については、地方裁判所が取扱うようにすべきである。そのため、民事訴訟法第三十条第二項、第三十一条の二を活用すると共に、必要ならば民事訴訟法又は民事訴訟規則を改正すべきである。

一、地方裁判所に於ては、裁判の公平と迅速のために、刑事事件に於ては、檢察官手持証拠を被告人側に事前一括開示するようにし、民事事件に於ては、公害事件の舉証責任について、被害者側の負担を軽減するようにすべきである。そのため必要ならば、法令の改正について検討すべきである。

右決議する。

○委員長(小平芳平君) たゞいま亀田君から提出されました附帯決議案を議題といたします。

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。よつて、亀田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小平芳平君) 全会一致と認めます。

○國務大臣(小林武治君) たゞいまの附帯決議につきましては、その御趣旨にありますように、司法において適正に正義が実現できることは、ひとしく国民の望むところであり、政府としても慎重に検討してまいりたい所存であります。

○委員長(小平芳平君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 請願の審査を行ないます。

第一五六号株式会社監査制度改正反對に関する請願外三十三件を一括して議題といたします。速便速記を中止しまして審査を行ないます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小平芳平君) 速記を起こして。

○松澤兼人君 この請願の一八二三、これはすでに衆議院におきましても採択せられていたのであります。今回あらためて名古屋矯正管区等六管区に於て、交通事犯の集禁刑務所——交通事犯専門の刑務所を設置していただきたいという請願があつたわけでございますが、そのときは審議未了になりました。先ほど言ひましたように、衆議院におきましてはこれが採択になつてゐるわけでありまして、今回あらためて名古屋矯正管区等六管区に於て、交通事犯の集禁刑務所を設置する請願として、前に請願のありました大阪矯正管区加古川刑務所に含めて、今後法務省としては交通事犯の専門の刑務所をつくつてもらいたいという趣旨であります。で、この請願者は、もうすでに皆さんおなじみの桑君という非常に熱心な老人であります。前にも一べん私このことで質問したのであります。が、そういう方向で計画を立ててみようと思つて、そういう御答弁があつたように思つて、さういふ御答弁が、大阪矯正管区加古川刑務所を含めて、各管区に一カ所、そういう専門の交通刑務所というものを設置してもらいたい。私も同感でありますので、これにつきまして法務省としての御見解をこの際承つておきたいと思ひます。

○政府委員(安原美穂君) 詳しい数字はちよつと記憶がございませんが、松澤先生の御指摘のように、現在千葉の市原刑務所、これが交通事犯、業務上過失事犯の禁錮囚を集禁しておりますので、きわめて矯正効果を高くあげておりますので、できることならばそういう近代集禁施設を全国にできるだけ数多く設けたいというのが法務省の考



え方でございます。ただ、御指摘のように、各管区に一つ置くほどに交通事犯の禁錮囚あるいは教育囚がおるわけでもございませんので、適正な規模におきまして御指摘のような施設をできるだけ数多く設けたいというのがわれわれの考え方でございます。

○松澤兼人君 それでは、何か年次計画か、あるいは四十五年度にどうするか、あるいは四十六年でどうするかという、そういう計画があったらお示し願いたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) 現在交通事犯のいわゆる体刑を受けておるのが全国で二千人あるようでございます。現在のところ市原刑務所ができましたが、御案内のように、刑務所は各地の施設が非常に老朽化しておるものが多いので、交通事犯の集禁刑務所だけを年次計画を立てるといふ計画は、残念ながらまだ樹立いたしておりません。十分に検討したいと思っております。

○亀田得治君 請願の最後の件ですが、大分地方法務局四日市出張所、これを支局にしてほしいという請願、これは理由は、端的に申し上げますと、この場所が市になった、市になったが、出張所であるために、戸籍あるいは人権擁護関係の仕事、そういう仕事については隣の市まで出かけていかなきゃいかぬ、これははなはだ不便でもあるし、この際ひとつそれらの仕事も取り扱える支局に昇格してほしいという要求ですが、いろいろこまかく事情を聞きましてもごもつともだと思っておりますが、法務省側の御意見を承っておきたいと思っております。

○政府委員(新谷正夫君) 御存じのように、最近の社会経済情勢の変化というものはたいへん著しいものがございます。これに即応いたしますように、法務局の支局、出張所の適正配置というものを検討したいということで、現にその作業に入っておりますのでございます。大分地方法務局の四日市出張所の支局昇格の件につきましても、そのような意味におきまして前向きに検討いたしていきたいと思っております。

○委員長(小平芳平君) ただいま請願を審査いたしました結果、第一四九七号、第一四九九号、第一五一五号、第一五六二号、第一五九八号、第一六一七号、第一六三八号、第一六八五号、第一八一五号、第二二五二号、第二三四九号、第二四七三号、第二五九〇号、第二八六三三号、第三〇六六号、第一八二三号、第四一五四号、第四一五五号及び第四二九四号の請願は、議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 継続調査要求についておはかりいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 委員派遣についておはかりいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査のため、閉

会中委員派遣を行なうこととし、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後六時二十一分散会

昭和四十五年六月四日印刷

昭和四十五年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局